

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月7日

【発行者名】 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 土岐 大介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー

【事務連絡者氏名】 木暮 恵子

【電話番号】 03-6377-2929

【届出の対象とした募集（売出）BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）1,000億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月25日付をもって提出した有価証券届出書（2019年10月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。）において、繰上償還に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（7）【申込期間】****<訂正前>**

2019年6月26日から2020年6月25日まで

当ファンドの継続申込期間は2020年6月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

2019年6月26日から2019年12月11日まで

当ファンドの継続申込期間は2020年6月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致しました。2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し繰上償還が決定したため、申込期間は2019年12月11日までと致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（2）【ファンドの沿革】****<訂正前>**

2012年6月20日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始
2015年12月25日 信託期間の延長

<訂正後>

2012年6月20日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始
2015年12月25日 信託期間の延長
2019年12月13日 信託終了（繰上償還）

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】****<訂正前>**

（略）

当ファンドは2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

(略)

当ファンドは2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致しました。2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し繰上償還が決定したため、申込期間は2019年12月11日までと致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2012年6月20日から2022年3月25日とします。

当ファンドの信託期間は2022年3月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の可否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年12月13日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

<訂正後>

2012年6月20日から2019年12月13日とします。

当ファンドの信託期間は2022年3月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致しました。2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し繰上償還が決定したため、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年12月13日に信託を終了（繰上償還）致します。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。